平成２３年（フ）第３６４号
神奈川県小田原市下大井408番地の２　下大井ハイツ101号
債務者　菅本　大吾
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４１２号
神奈川県平塚市下島164番地　雇用促進住宅下島第２宿舎２Ｂ―303
債務者　井上　泰幸
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４１４号
神奈川県秦野市下大槻410番地２―11―402
債務者　塚田　三男
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４１５号
神奈川県秦野市下大槻410番地２―11―402
債務者　塚田　節子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４１７号
神奈川県平塚市山下760番地の１　若宮ハイツ13―504
債務者　清水三千代
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８８号
新潟県阿賀野市天神堂488番地
債務者　福井　政喜
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第４４号
兵庫県加西市河内町714番地
債務者　河合　秀人
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第２７９号
和歌山県橋本市妻116番地　αハイツＢ棟203、住民票上の住所和歌山県橋本市妻116番地
債務者　久保田今日子（旧姓切東）
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第８７号
山口県周南市桜木１丁目４番23号コーポ村木201号
債務者　岡野　　緑
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第２２６号
香川県高松市元山町1029番地　県住Ｃ４―301
債務者　岡　　道子（旧姓大坪）
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１１３号
北海道苫小牧市豊川町３丁目14番４号　エスポワール豊川206号
債務者　高橋　一記
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１１６号
北海道苫小牧市しらかば町１丁目17番13号　リラックスハイム白樺105号
債務者　佐藤フヨ子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１９１号
茨城県土浦市富士崎１丁目２番10―1004号
債務者　細田　朋子（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１４１５号
名古屋市南区鳴浜町２丁目57番地　ハイツクララ１Ａ号
債務者　青山　健一（旧姓村瀬）
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４１６号
名古屋市南区鳴浜町２丁目57番地　ハイツクララ１Ａ号
債務者　青山　三恵（旧姓村瀬）
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４８９号
名古屋市中区栄５―10―23　ラ・メゾン翠山802、住民票上の住所愛知県愛西市鵜多須町神明西55番地
債務者　飯田　頼典
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６５０号
名古屋市南区堤起町３丁目５番地の５　朝日新聞サービスアンカー２階
債務者　阿部　達也
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部